

令和２年度第１回長浜市地域公共交通会議 会議録

日 時 令和２年７月８日（水）１４：３０～１６：００

場 所 長浜市役所本庁舎３階 ３－Ｂコミュニティルーム

出席者 出席：轟会長、大塚委員、酒井委員、沼田委員、式部委員、山田たみ江委員
野村委員、濱田委員、北村雅利委員、北村真治委員、木下委員
北川委員、梅原委員、脇坂委員、赤井委員、岸田委員
土田委員（以上１７人）
欠席：北詰委員、津田委員、中川委員、小林委員、山田栄作委員
（以上５人）
傍聴者：５名
湖国バス(株)：和田氏、大村氏 中日新聞：川添氏
近江タクシー(株)：松倉氏、藤井氏
事務局：都市計画課 一居課長、森室長、大石主幹、上田主事

■会議録

１ 開会

会議成立の報告

あいさつ 大塚副市長（内容省略）

２ 会長、職務代理者の選出について

【司会】

本年５月に任期が満了しましたことから、本日お越しの委員の皆様にご依頼させていただいたところです。今回、初めてお越しの委員様もおられるので、順に自己紹介をお願いします。
～自己紹介～

【司会】

会長の選出については、会議規則第４条第２項により委員の互選によるものと定められていますが、皆さまに異存がなければ、事務局案を提示させていただいてもよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは会長については、滋賀県内の公共交通に精通されている滋賀県立大学の轟先生にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

～異議なし～

異議なしの声をいただきましたので、轟先生に会長をお願いしたいと存じます。お引き受けいただけますか。

【轟委員】

お引き受けいたします。

【司会】

それでは、本会議の議長については、会議規則第５条第２項により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、議長席にご移動をお願いします。

轟会長、一言ごあいさつをよろしくお願いします。

あいさつ 轟会長（内容省略）

【会長】

本題に入ります前に会議規則第4条第4項に「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」という規定があります。よろしければ、大塚義之委員を職務代理者として指名させていただきたいと思いますが、いかがですか。

～異議なし～

それでは大塚委員よろしくお願いします。

3 会議の公開について

【会長】

次第の3番目「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する要綱第2条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとされています。これまでも、交通会議は原則公開で行ってきたので、公開することに異議はありませんか。

～異議なし～

それでは、本会議の会議及び会議録について原則公開とさせていただきます。

4 報告事項

(1) 令和元年度の長浜市内地域公共交通の運行実績について

(2) 令和元年度長浜市生活交通改善事業計画に基づく事業の評価及び

令和2年度計画について

(3) 公共交通利用促進推進事業の実績について

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

報告事項1の運行実績について、この数字の根拠が伝わりにくいと思う。市と県の補助額の関係性について、今までの交通会議でも質問されたこともあり、もう少し分かりやすく説明されてはどうか。

【事務局】

長浜市は現在、全線コミュニティバスであり、バスの運行についてかかった経費から収益を引いた損益分を全額、市から運行事業者に補助金として支払っている。その補助金の一部を市が県から補助金をいただいているため、このような実績になっている。

【会長】

費用から収益を引いた分の金額は全て市が負担し、その内の一部を県が補助されているということですね。

【事務局】

コミュニティバスの内、西浅井おでかけワゴンについては、西浅井総合サービス様に委託しており、市が直営するバスとなっている。その他のコミュニティバスについては補助路線である。

【会長】

今後も補助金額の推移について、皆さま注意して見ていただくようお願いしたい。その他、ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

令和元年度運行実績の経常費用 2 億 7,269 万円の積算根拠は運行事業者が算出した数字をもとにしていると思うが、それは議会などの外部が監査を行っているのか。

【事務局】

こちらの積算根拠については、担当課で確認を行っている。運行事業者から担当課へ根拠資料の全てを提出いただいているわけではない。

【委員】

つまり、運行事業者の計算に基づいて請求が行われているということ。乗合タクシーも合算して、私の記憶では、2 億 3,000～4,000 万円程度だった数字がここ最近 3,000～4,000 万円増えてきている。これを放置するわけにはいかない。何か手を打たないといけない。おそらく、このままだと問題が生じる。これからは住民のサービス向上にも努めないといけないが、一度どこかで手をつけないと、この数字は右肩上がりで止まらない。サービスの質を下げるとか、運行にかかる経費を運行事業者から値切るというわけではないが、このくらいの数字であれば、全住民が 3,000～4,000 円ずつ支出すれば負担できる。

これからの交通対策のあり方を、事務局から案を練って提案していただき、この会議の場で、皆で進め方を考えていくべきだと思う。

【会長】

交通網形成計画に挙げた項目等は、実現できているか。

【事務局】

計画の中では路線ごとにある程度の方針を決めており、収支率の悪かった高月観音号やびわこ線、小谷山線を見直し、デマンドタクシー化することで経費の圧縮に成功している。人口の減少に伴い、利用者が減少しているのは事実であり、その部分の対策はこれから考えていかなければならないと考えている。

【会長】

交通網計画にはその後の進捗管理という側面もあり、デマンドに移行することが絶対に収支的に優れているのか、利便性はどうかという部分や、バスの便数の減少や統合についてもコスト面等を考えつつ、この会議の中で今後も継続課題として皆さんと考えていきたい。

【会長】

報告事項 2 について、事業評価を行うとあるが、この事業評価とはどのようなことか。導入したことで、車いす利用や障がい者の利用が増えたかどうか、ということが本来の事業評価にあたるのではないか。それらの調査や把握を運行事業者と連携して行うべきではないか。評価についてはしかるべき方法を考えていただきたい。

報告事項 3 について、回数券交付後に継続して公共交通を利用されているのかどうか、利用促進につながっているのかどうかを調査していただければと思う。

【委員】

長浜市内の運転免許証の自主返納者数はどのくらいか。また、その内回数券交付を申請されるのはどのくらい割合か。また、申請される方の年齢はどうか。

【事務局】

免許証の返納者数は市では把握していない。警察署の管轄である。

【委員】

回数券をもらっても仕方ないという方もおられる。返納者の内どのくらいの割合の方は回数券交付の申請をされているのか。

【会長】

警察の方で返納者数は把握されているか。

【委員】

県内の返納者数は把握しているが、市内となると数が出せるかどうかすぐには分からない。

【会長】

警察での免許証返納の取り組みと、市の回数券の交付事業をうまく連携させてはどうか。また、高齢者向けの地域の取り組みもうまく連携できればと思う。

【事務局】

警察所で返納された際に、市からの広報チラシをお渡しいただいている。しかし、当然ながら返納者全員が回数券の交付に来られているというわけではない。また、返納者数について確認し、回数券交付申請者の割合等について次回報告させていただきたい。

【委員】

自主返納の取り組みが県内でなぜ始まったのか、これについてはやはり事故防止の観点かと思うが、果たしてこの回数券交付は効果があるのかというところを事務局が把握して、この事業を継続するのか、廃止するのかを考えるべきだと思う。

【委員】

小判手形を購入すると、1回100円で湖国バスに乗車できる。このサービスは便利がいいという声を聞いている。返納直後に4,000円だけだと足りないが、このようなサービスがあるとよいと思う。

【会長】

事業の仕組み等について、整理した資料を準備していただき、会議内でも考えていければと思う。会議資料としてのみならず、市民への周知資料としても活用できる。サービスの向上はもちろん必要だが、コスト面も考えないとならない。

【会長】

他にないようなので報告事項は以上とする。

5 審議事項

(1) デマンドタクシー停留所の移設について

①新井口 ②布施 ③八島北

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

これらについては、自治会で調整のうえ、要望いただいたということで間違いないか。

【事務局】

各自治会から書面で要望をいただいたものである。

【委員】

新井口の移設については、冬場の除雪の妨げになるという理由で、要望通り移設すると自治会の中心から外れる形になるが、問題ないか。

【事務局】

現在の停留所の前にある住宅の住民の方は、今までも何度か移設を希望されており、今回自治会で取りまとめたうえ、自治会で管理されている公園前を移設先として指定し、改めてご要望された。

【委員】

分かりました。

【会長】

他に、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

特にないので、審議事項１は、原案どおりこれを承認することに異議はないか。
～異議なし～

【会長】

異議なしと認め、本件は協議が調ったものとする。

(２) デマンドタクシー停留所（浅井歯科診療所）の廃止について

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

診療所機能が終了し、乗降実績もないとのことだが、これについては自治会と協議済みか。

【事務局】

これについては、野田町内でもうひとつ停留所があり、この１年間で乗降実績がない点と、診療所建物が取り壊され、停留所を設置できる場所自体がなくなることから、自治会との協議はせず、今回は事務局の方で判断している。

【会長】

他に、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

特にないので、審議事項２は、原案どおりこれを承認することに異議はないか。
～異議なし～

【会長】

異議なしと認め、本件は協議が調ったものとする。

(３) 金居原線の一部区間における経路変更及び停留所移設について

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

架け替え工事が行われるのは、古橋自治会の中にある、(県道に対して) 斜めにかかった橋のことか。

【事務局】

そうです。農協の前の橋です。

【委員】

自治会の西の道路の方が広く、飛び出しの危険はないと思うが。

【事務局】

自治会の西の道の方が広いが、民地からは少し遠い。旧道の方が民地に近いため、工事が終わったら現在の経路（旧道）に戻すことを予定している。

【委員】

確かに、バス停は民地から近い方が良い。工事ということであれば仕方ない。

【会長】

他に、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

特にないようなので、審議事項３は、原案どおりこれを承認することに異議はないか。
～異議なし～

【会長】

異議なしと認め、本件は協議が調ったものとする。

(４) 市内循環線経路見直しに係る南郷里地区実証運行について

実証運行経路、実証運行期間、実証運行の効果検証基準、新設するバス停

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

これはこの地域の利用が多くなってきたため、実証運行を行うものなのか。このダイヤについて、実証運行の対象となっている時間帯の人出は実際にどうなっているか。実際の人の動きと一致しているのか。

【事務局】

バスの利用者はおもにＪＲ駅利用者や病院への通院者が多く、午前に出発し、午後に帰れるようにダイヤを考えた次第である。

【委員】

南小足の雇用促進住宅建設により、この地域の住民が増えたことで、利用増を見込めるために実証運行することとなったのか、それとも依然ほあったものが減便されたためそれを補うために要望があったものなのか。

【事務局】

前回の会議でアンケート結果を報告しているとおり、南郷里地域づくり協議会から当該地域は昭和 40 年代ごろに分譲された宅地が多い関係上、近年住民の高齢化が急速に進んでおり、運転免許の返納者の増加等に伴い、今後公共交通の需要が高まっているとの声があり、今回の実証運行に至った運びである。

【委員】

分かりました。

【会長】

その他、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

前回の会議ではアンケート調査結果の報告まで行われていたか。詳細な計画について触れたのは今回の会議が初めてか。

【事務局】

ダイヤ（案）については、前回の会議資料から変更していない。地物住民を対象にしたアンケートにはダイヤ（案）を提示したうえで伺っている。効果検証の判断基準等は今回初めて議題にあげている。

【会長】

午前中は病院等行かれる方に利用していただけるかと思うが、午後についてはどうか。それも踏まえて、実証運行から検証していただければと思う。効果が得られたと判断する基準については、事務局からもあった通り、今後新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波も予想されるため、場合によっては基準の変更も視野に入れるべきである。判断基準の数字について、特に事業者の皆さん、どう思われるか。

【委員】

県下でも、要望から実績数値や指標を割り出すのは難しい。あまり具体的な数字を挙げて基準を厳しくしすぎない方がいいように思う。事業者としてもたくさんの人に乗っていただけるよう努力する。

【会長】

現状の収支率を下回らないというところが一つの判断基準になってくるか。

【事務局】

収支率が現状より下回らないというのは一つの判断基準である。

【会長】

実証運行の開始時期は11月1日からということだが、新型コロナウイルスの動向により開始時期を変更することは考えなくて良いか。

【事務局】

開始時期の変更は考えていない。

【会長】

効果の判断基準については、新型コロナウイルスの動向により変更することもあるということをも前提とされたい。

【委員】

一点補足したい。今回、コロナ禍での実証運行となるが、実際には、現在もコロナの影響によりバス利用者は減少している。それを踏まえないと場合によっては収支率が現状を下回ることも考えられるので、考慮していただきたい。

【事務局】

実証運行開始後もコロナの影響に注視し、状況を踏まえた上で、基準の変更について次回会議で諮りたい。

【会長】

次回会議はいつ頃を予定しているか。

【事務局】

通常であれば、年明けを予定している。

【会長】

基準の一部見直しもあり得るという点を皆さまご理解いただいたうえで、審議事項4は、原案どおりこれを承認することに異議はないか。

～異議なし～

【会長】

異議なしと認め、本件は協議が調ったものとする。

(5) 伊吹登山口線のダイヤ改正（増便）について

【事務局】

資料に基づき説明（内容省略）

【会長】

ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

特にないので、審議事項5は、原案どおりこれを承認することに異議はないか。

～異議なし～

【会長】

異議なしと認め、本件は協議が調ったものとする。

6 その他

【会長】

その他、各委員から連絡事項はあるか。

【委員】

本日、タクシー協会より資料をお配りしている。まず、滋賀県市長会に提出した要望書を資料につけている。タクシー協会からは市長会のみならず、県と町村会にも同様の要望書を提出している。我々の要望事項としては3点あり、タクシー事業者が、引き続き乗務員・従業員の雇用を維持するための、支援策の充実。感染症防止対策に要する費用の助成。政府が行おうとしている「Go To」キャンペーンに、タクシー事業者も参画できるよう、政府に対する要請。をあげている。特に「Go To」キャンペーンについては、政府から多くのお金が降りてくるが、自治体によっては鉄道や旅館などにしかお金が降りず、バス・タクシー会社には一切お金が降りてこないという実態があるので、各市町にお願いする次第である。

別のページでは各市町で様々な取り組みされているので、その一部を取り上げて参考資料にしている。

最後のページには、タクシー運賃の割引制度の手引きというものを付けている。開始時期は未定だが、従来の身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書に加えて、精神障害者保健福祉手帳保持者が割引対象となる予定である。また、現在手帳からカード化が進んでいるため、カードによる提示も割引対象としている。運転免許返納者については、返納時にマイナンバーカードに貼り付け可能なシールが警察から交付されるので、それをマイナンバーカードの裏面に貼り付けたものについても提示していただければ割引対象となる。

本ページの裏面において説明しているのは、ミライロIDといって、障害者手帳の情報をこのアプリに登録すると、障害者手帳の情報が画面上に表示できるサービスである。こちらを表示した端末画面を提示していただいても割引対象となる。ミライロIDについては、近江鉄道様、湖国バス様や身近なところだとボウリング場やカラオケ店など400社程度が協力会社となっている。東京のタクシー会社も取り組んでいる。

【会長】

今のお話について、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

特にないようなので、事務局から今の話についてコロナウイルス対応等ご返答いただきたい。

【事務局】

当市としては、商工振興課の取り組みになるが、緊急支援施策として30%以上の減収となった事業者を対象に50万円の給付を行っている。また対象の事業者はご活用願いたい。また、感染症予防対策については県の担当が欠席であるため、詳細はお伝え出来ないが、県で予算化されると聞いているので、また周知していただけたと思う。「Go To」キャンペーンについては観光部局の管轄になるので、当方から伝えさせていただく。

【会長】

コロナ対策については、諸施策と連動して取り組んでいただきたいと思います。

バス関係について、現状はいかがでしょうか。

【委員】

乗合バスの状況としては、タクシー協会の資料にある数字と同様に、営業収入や輸送人員はおおむね5割程度の減少となっている。ただし、バスには観光バス（貸切バス）という業態もあり、それについては99%動いていない。わずかに動いているのは学校や企業との契約輸送である。したがって、4～5月是对前年比でほぼ100%の収入減となっている。

県は6月補正で、乗合バスについて1台当たり20万円、タクシー1台当たり5万円の補

助を頂けることが決定している。現在は交付要綱の作成段階と聞いている。

感染症予防対策については、地方創生の臨時交付金を全国各県にあてるため、国の方で補正予算を組まれたので滋賀県にどれだけ降りてくるか分からないが、我々の方でも要望活動させていただき、皆さまにバス・タクシーを気持ちよくご利用いただけるよう、対策していきたい。

【会長】

今のお話について、ご意見、ご質問があればお願いします。

【会長】

このコロナの状況では、交通施策を考えていくうえで、非常事態であるという理由でその数字を必ずしも直接反映すべきではないという側面もある一方で、交通事業者にとっては影響が大きく事業存続に関わるという側面もある。事務局と事業者で情報連携し、適切な対応を検討し進めていただきたい。

7 閉 会

あいさつ 一居課長（内容省略）

（終了）